

「令和元年度 東北地区官庁施設保全連絡会議」を開催しました

東北地方整備局営繕部及び盛岡営繕事務所では、東北6県で「令和元年度 東北地区官庁施設保全連絡会議」を開催しました。

本会議は、保全指導・支援の一環として、国家機関、独立行政法人等、地方自治体の施設管理者や保全業務担当者等を対象に毎年度開催しているもので、今年度は6会場合わせて155機関、222名の方々に出席いただきました。

■令和元年度 東北地区官庁施設保全連絡会議 開催状況一覧

開催地	会場	開催日	上段：延べ出席機関数（主催者を除く） 下段：延べ出席者数（主催者を除く）			
			国家機関	独立行政法人等	地方自治体	計
仙台市	仙台合同庁舎A棟	令和元年 7月 9日	32 機関	6 機関	6 機関	44 機関
			43 人	8 人	8 人	59 人
盛岡市	盛岡第2合同庁舎	令和元年 7月 11日	16 機関	3 機関	8 機関	27 機関
			20 人	3 人	10 人	33 人
秋田市	秋田合同庁舎	令和元年 7月 18日	14 機関	0 機関	4 機関	18 機関
			19 人	0 人	13 人	32 人
青森市	青森第2合同庁舎	令和元年 7月 23日	19 機関	1 機関	3 機関	23 機関
			22 人	1 人	6 人	29 人
福島市	コラッセふくしま	令和元年 7月 25日	16 機関	2 機関	8 機関	26 機関
			21 人	2 人	18 人	41 人
山形市	山形テルサ	令和元年 7月 30日	12 機関	0 機関	5 機関	17 機関
			19 人	0 人	9 人	28 人
計			109 機関	12 機関	34 機関	155 機関
			144 人	14 人	64 人	222 人

会議では、官庁施設の保全の必要性等についての説明のほか、具体事例を含めた国家機関の建築物等の定期点検制度（建築基準法及び官公法に基づく点検、官公法に基づく支障がない状態の確認）についての説明や保全指導結果事例及び施設保全に関連する資料等の紹介を行いました。

また、環境省 東北地方環境事務所から「新たな政府実行計画について～政府のオフィスや公用車等に関する温暖化対策計画～」と題し、官庁施設におけるLED照明の導入や、次世代自動車の導入等についての基本的な考え方や留意点について説明いただきました。



説明会場の状況



東北地方環境事務所からの説明

会議終了後、参加者にご協力いただいたアンケートの結果では、会議全体を通して次のようなご意見をいただきました。

- 保全初心者にもわかりやすい内容であった。
- 保全に関する基礎的な知識を得ることができ有意義であった。
- 施設の保全を正確に行っていくために各種法令等の習熟が必要であると感じた。
- 法令内容より実務内容を更に充実していただければと思う。
- 事件事例等あれば参考にしたかった。
- 事例の紹介を増やしてほしい。写真等があるだけでも今後の参考となる。
- 開催時期をもう少し早く実施していただけるとありがたい。



国家機関の建築物等の保全の現況の説明



国家機関の建築物等の定期点検制度の説明

これらの貴重なご意見は、次回以降会議の参考とさせていただきます、よりご要望に沿った会議になるよう改善してまいります。

会議終了後には保全相談を受け付け、国家機関の方から、「照明のLED化についての具体の進め方」についての相談や、「建築物の既設の塀の安全点検」に関する相談等が寄せられました。また、アンケートにおいても、「保全業務の重要性は理解しているが、現実的に保全に対する予算確保は難しく、苦慮している」など、みなさまが普段業務で抱えている疑問なども多く寄せられております。

私も東北地方整備局では、みなさまの保全業務に必要な技術的支援をはじめ、保全に関する疑問やお悩みなどにつきましても相談窓口を設けておりますので、お気軽にご連絡ください。



保全指導結果事例の説明



保全相談の状況

■保全に関する相談窓口

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当者：室長補佐
TEL 022-225-2171 (内線 5513) FAX 022-268-7833

東北地方整備局 盛岡営繕事務所 担当者：保全指導・監督官室長
TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115

「保全担当者のための応急処置ハンドブック」について

～ 様式データをホームページに掲載しました ～

今年度の東北地区官庁施設保全連絡会議で紹介した「保全担当者のための応急処置ハンドブック」について、本ハンドブックのデータを東北地方整備局のホームページに掲載しました。

下記のURLからダウンロードが可能となっておりますので、施設管理にご活用ください。

【東北地方整備局 HP】

<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/hozen/hiroba/oukyusyotihandbook.html>

1. 目的

国家機関の保全担当者が、事故・災害の発生直後に二次被害の発生防止に迅速に対応するとともに、業務継続を可能とするため、官庁施設がもっている機能を発揮できるように、事故・災害に起因する事象（停電、漏水、浸水、断水、落下）ごとの一般的な応急処置の方法について、「建築物等の利用に関する説明書」の作成例として情報提供するものです。

2. 使用時期

事故・災害の発生直後に、官庁施設利用者の安全確保、業務の継続をしなければいけない状況を想定しています。

3. 記載内容

事故・災害の発生直後に、保全担当者が自ら行うことができることを想定した応急処置の方法の手順を解説しています。

「保全担当者のための応急処置ハンドブック」の記載内容の一例（落下）



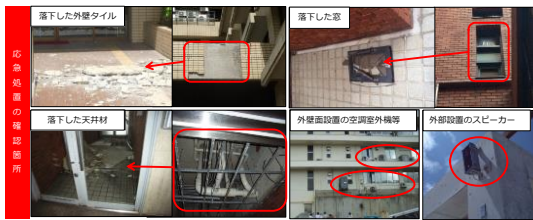
応急処置が必要となる事象名及び事象が発生した際に保全担当者が「初めに」行うことを記載しています。

事象が発生した場合の確認内容等（確認が必要な部位・範囲等）をフローチャートで示しています。

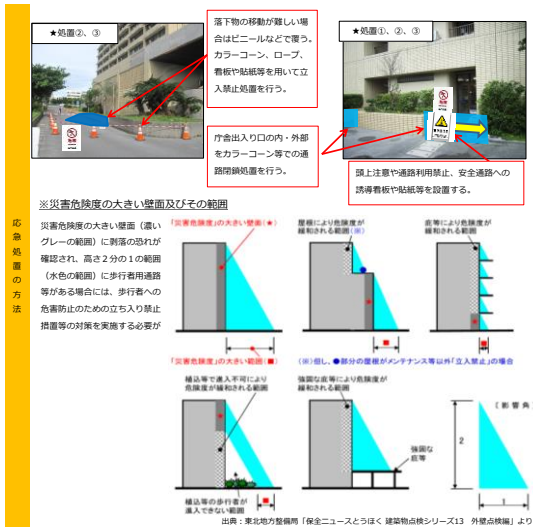
応急処置の方法として、「安全確認に必要なコト」、「業務継続に必要なコト」を記載しています。

調査・作業・修理依頼等をする際の、専門業者などの連絡先を記載できるようにしています。

応急処置



応急処置の確認箇所等の写真を掲載しています。



応急処置の方法や必要な機器、道具等の写真を掲載しています。

本ハンドブックは、一般的な応急処置の方法について事象ごとに記載しておりますので、実際の施設の現況にあわせ、実物の写真に置き換えるなど、保全担当者がカスタマイズできるようになっています。

4. 使用にあたっての注意点

- ①本ハンドブックは、各施設の保全担当者で作成いただくものです。
- ②本ハンドブックは、事故・災害の発生時に使用するものですので、作成した場合はいつでも確認できる所に置いていただくことをおすすめします。
- ③事象によっては、保全担当者では対応できない、危険をとまなう作業がありますので、事象毎の「禁止事項」を確認のうえ、注意して応急処置を行ってください。

5. 本ハンドブックに関する問合せ等について

本ハンドブックの内容についての問合せは下記までお願いします。
なお、本ハンドブックは国家機関を対象として作成・情報提供しているものですが、地方公共団体の方へも参考資料として情報提供することも可能です。

■応急処置ハンドブックに関する問合せ先

【担当地区：宮城県、山形県、福島県】

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当：室長補佐
TEL 022-225-2171（内線 5513） FAX 022-268-7833

【担当地区：青森県、岩手県、秋田県】

東北地方整備局 盛岡営繕事務所 担当：技術課
TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115